

平成30年度富山県インターンシップ
参加企業・団体各位

富山県インターンシップ推進協議会
会長 遠藤 俊郎

インターンシップに関する覚書の締結について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素はインターンシップ活動につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

インターンシップに関する覚書につきましては、これまで学校ごとに実施企業・団体のみなさまとインターンシップ実施に際しての取り決めに締結させていただいておりましたが、今年度より、当協議会加盟学校で統一した書式により締結をお願いいたします。

これにより、当協議会の複数の学校から受け入れていただく場合でも学校単位での締結の必要はなく、本覚書の内容で各学校が責任を持って学生を指導いたしますので、以下の手続きをよろしくお願い申し上げます。

1. 本覚書はインターンシップ実施の有無にかかわらず参加希望をいただいた企業・団体のみなさまと事前に締結するものとします。
2. 2通の覚書に記名押印いただき、うち1通を返信用封筒にてお送りください。

<申込み・お問合せ先>

富山県インターンシップ推進センター

〒930-0805 富山市湊入船町9-1 とやま自遊館2階

TEL 076-482-3420 info@internship-toyama.jp

<https://internshipnavi-toyama.jp/>

平成30年 夏のインターンシップ（単位認定型）に関する覚書

（以下「甲」という。）と、富山県インターンシップ推進協議会（以下「乙」という。）は、甲が行う夏のインターンシップ（単位認定型）（以下「インターンシップ」という。）に参加するインターンシップナビとやまに登録済学生（以下「インターンシップ受講生」という。）の就業体験について以下の覚書を締結する。

（目 的）

第1条 富山県内大学等に在籍する学生に対して、甲及び乙が連携して、職業観の醸成並びに職業選択に資する就業体験を行うために必要な諸条件の取り決めを行う。

（プログラム）

第2条 甲は、インターンシップを行うにあたり、インターンシップ受講生の単位認定に必要な十分な内容のプログラムを提供するものとする。

（インターンシップ実施時期及び期間）

第3条 インターンシップ実施時期は、インターンシップ受講生が在籍する大学等（以下「受講生在籍大学等」という。）の夏季休業期間中とし、期間は連続もしくは断続で通算5日以上とする。

（事前研修）

第4条 乙は、受講生在籍大学等と連携し、甲が作成するプログラムを実践できうる事前の研修を行うものとする。

（受入内容確認書）

第5条 甲は、インターンシップ受講生を選定したときは、受入情報を受講生在籍大学等と共有するため、受講生在籍大学等に対して受入内容確認書を発行する。受講生在籍大学等は同確認書に必要事項を記入後、甲に返送する。

（受入責任者及び実習担当者）

第6条 甲は、インターンシップを実施するにあたり、受入責任者を選任し乙及び受講生在籍大学等との連絡を行う。また、インターンシップ受講生を指導する実習担当者を選任しプログラムを実施する。

（経費等）

第7条 インターンシップの実施に係る諸経費は原則としてインターンシップ受講生の負担とする。ただし甲は参加学生の状況に応じ、交通費及び食費等の経費を一部負担することができる。

(インターンシップの中止)

第8条 甲は、インターンシップ受講生が受入責任者または実習担当者の指示に従わないとき、無断で休んだとき、疾病等により実習が困難となったとき等、インターンシップの続行ができないと判断したときは以後の実習を中止することができる。

2 前項の事由により実習を中止した場合は、甲は受講生在籍大学等及び乙にその旨を遅滞なく報告するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、インターンシップ受講生から取得した個人情報については、インターンシップにかかわること以外には使用せず、またこれを第三者に開示、漏洩してはならない。

2 インターンシップ受講生の個人情報は個人情報保護法に従い、その安全管理に努めなければならない。

(インターンシップ保険)

第10条 受講生在籍大学等及び乙は連携のうえ、インターンシップ開始までにインターンシップ受講生に対して、学研災付帯賠償責任保険等に参加させるものとする。

2 インターンシップ受講生がプログラムの実施により生じた事故等により障害を被った場合及び甲または第三者に損失・損害を与えた場合は、甲、乙連携して協議にあたるものとし、インターンシップ受講生は誠意をもって対応するものとする。

(その他)

第11条 本覚書に疑義が生じたとき及び定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

平成 年 月 日

甲 【住所】
【社名】
【代表者名】

乙 富山市湊入船町9番1号
富山県インターンシップ推進協議会
会長 遠藤俊郎